

は廃止につきましては、関係行政機関の長に協議いたしますし、また都道府県知事及びダム使用権設定予定者の意見を聞くことによりまして、他の行政事業の実施が円滑に行われる措置をとつたのでございます。

次は第五条でございますが、これはダム使用権の設定予定者となるべき者の要件につきまして規定したものでござります。その要件はダム使用権の設定の申請をした者で、かつ、のちほど御説明いたしますダム使用権設定の要件を備えておることを要するのであります。

次に第六条を御説明申し上げます。これはダム使用権予定者の地位は将来多目的ダムが完成したのちにおきまして、ダム使用権の設定が受けられるものであり、一種の期待権的な地位であります。相続、合併その他の事由によります一般承継を認めたものであります。

第七条について御説明申し上げます。第七条はダム使用権設定予定者の費用負担に関する規定であります。多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付方法及び期限等、負担金に関する詳細な事項は政令で定めることといたしておりますが、ダム使用権設定予定者の負担金額は、従来の共同事業の費用割り振りの方法に準拠して定められる予定でございました。

次に第八条につきまして御説明申し上げます。これは多目的ダムの建設に要する費用についての河川法によりまして都道府県が負担すべき金額の算定

方法を定めたものでございます。この方法は、道路法及び海岸法に基きまする直轄工事についての地方公共団体の分担方法と同一でございます。

次に第九条でございます、多目的ダムの設置によりまして、著しく利益を受けるものがある場合における受益者分担金に関する規定でございます。受益者分担金の徴収は、徴収を受けるべき者が流水を政令で定める特定の用途に供するものであるときは建設大臣、そのほかの者でありますときは都道府県知事が行うこととしたしまして。この建設大臣が徴収するものは、発電のダムを作りました場合の、下流におきます。これに伴う多目的ダムの建設によるものであります。

続いて第六条を御説明申し上げます。これはダム使用権予定者の地位は将来多目的ダムが完成したのちにおきまして、ダム使用権の設定が受けられるものであり、一種の期待権的な地位であります。相続、合併その他の事由によります一般承継を認めたものであります。

第七条について御説明申し上げます。第七条はダム使用権設定予定者の費用負担に関する規定であります。多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付方法及び期限等、負担金に関する詳細な事項は政令で定めることといたしておりますが、ダム使用権設定予定者の負担金額は、従来の共同事業の費用割り振りの方法に準拠して定められる予定でございました。

次に第八条につきまして御説明申し上げます。これは多目的ダムの建設に要する費用についての河川法によりまして都道府県が負担すべき金額の算定

ます。第十一條は、受益者負担金及び土地改良区等の負担金で都道府県知事が徴収するものは、先ほど申し上げました第八条によりまして、後に國に納付することとなるのであります。

続いて、第十二条を御説明申し上げます。第十二条は、ダム使用権設定予定者が多目的ダムの建設に要する費用を負担し、すでにその全部または一部を納付した後におきまして、ダム使用権の設定の申請の却下または取り下げがあったときは、国はその納付した金額を還付するものとしたのであります。なお、多目的ダムの建設計画が廃止された場合を除きまして、他の者がダムに関して設定予定者となる場合が考えられますので、かかる場合におきましては、その者が定められるまで還付を停止し得るものといたしまして、土地改良区等が多目的ダムによりまして貯留された流水を灌漑の用に供する場合におきまして、その土地改良区等が負担すべき金額を規定いたしましたのでございます。これらの者はダム使用権の設定を受けず、従つて第七条の負担金を納付しないのであります。多目的ダムの建設によりまして受ける利益が特にその場合には顯著でありますので、一定額を負担いたしましたことが、他の事業とも比較いたしまして、公平の理念に合致するとの趣旨でござります。なお、この場合におきましては、当該土地改良区等が、ダム使用権

すとともに、付属物の認定をすべきことといたしたのでございます。なお、多目的ダムの付属物の認定があつた後のみやかに河川法の特例でございます。

第三章に入ります。十五条は、建設大臣のダム使用権の設定に関する規定でございまして、ダム使用権の設定の要件を定めております。すなわち、ダム使用権の内容を明確にいたしましたものであり、かつ、その内容は洪水の事業が河川の総合開発上適当であることを規定した後におきまして、ダム使用権の設定の申請の却下または取り下げがあったときは、国はその納付した金額を還付するものとしたのであります。なお、多目的ダムの建設計画が廃止された場合を除きまして、他の者がダムに関して設定予定者となる場合が考えられますので、かかる場合におきましては、その者が定められるまで還付を停止し得るものといたしまして、土地改良区等が多目的ダムによりまして貯留された流水を灌漑の用に供する場合におきまして、その土地改良区等が負担すべき金額を規定いたしましたのでございます。これらの者はダム使

速記をとめて下さい。

○理事(岩沢忠義君) 速記をつけて。
それは暫時休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午前十一時二十七分開会

午前十時五十六分休憩

○理事(岩沢忠義君) 速記をつけて。
それでは暫時休憩いたします。

午前十時五十六分休憩

</div

より、ダム使用権に登録された抵当権があるときは、ダム使用権の分割、併合もしくは設定の目的の変更の許可申請または放棄について抵当権者の同意を必要とすることとしたのであります。

第二十四条及び第二十五条は、ダム使用権の取り消し、変更はそれが物権である以上、その取り消し、変更については厳密なる要件を課することとも、水利権とダム使用権と相待つて初めて多目的ダムにより貯留された流水の使用ができないことにかんがみまして、水利権の取り消し、変更とダム使用権の移転に連関係を持たせたものであります。次に第二十六条は、ダム使用権及びこれを目的とする抵当権の設定等に関する規定であります。

第二十七条は、多目的ダムが完成後にきまして、ダム使用権設定予定者以外の者がダム使用権の設定を受ける場合における一定の納付金の納付に関する規定でございます。

第二十八条は、ダム使用権の取り消しまたは変更の処分があつた場合における一定の納付金の額は、還付のときにおけるダム使用権の効用に応じて定められることとなつております。本条第二項及び第三項は、ダム使用権が消滅した場合におきまして、その上に抵当権があるときは、抵当権者の承諾を受けた場合を除き、還付金を供託しなければならないものとし、抵

当権者の物上代位をなす方途を講じたものであります。

統いて第四章を御説明申し上げます。第二十九条は、完成後の多目的ダムにつきまして、建設大臣が管理を行

う場合を明らかにした規定でございます。す。すなわち、河川法によれば、完成後は都道府県知事において管理を行うのが原則でございますが、二以上の都

府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるものについては、建設大臣が直轄管理することが公益の保全のために必要であります。特に

法定いたしました次第でございます。

第三十条は、多目的ダムの操作について多目的ダムの操作を十分に発揮するよう、その基本原則を規定いたしましたのでございます。

第三十一条は、建設大臣または都道府県知事が多目的ダムの操作を行なう場合において準拠すべき事項を建設大臣が操作規則として定むべきことを規定したものであります。なお操作規則は、公共の利益を保全し、及びダム使用者の行う事業の実施につきまして重要なものでございますので、その制

定に当りましては関係行政機関の長に協議し、ダム使用権者等の意見を聞くことによりまして、適正な内容とする

規定でございます。

第二十二条は、ダム使用権の取り消しまたは変更の処分があつた場合におきまして、すでに納付した負担金また

は納付金の還付に関する規定でございまして、そのときにおけるダム使用権の効用に応じて定められることとなつております。本条第二項及び第三項は、ダム使

用権が消滅した場合におきまして、その上に抵当権があるときは、抵当権者の承諾を受けた場合を除き、還付金を供託しなければならないものとし、抵

は、多目的ダムを管理する国または都道府県とダム使用権者が負担すべきこととし、河川法の特例を定めたものであります。

統いて第五章の御説明を申し上げます。第三十四条は、多目的ダムによりまして貯留される流水に関する水利権の設定等の河川法の処分は、基本計画の公示

後におきましては建設大臣が行うものとし、多目的ダムの建設、ダム使用権の設定等の処分と河川法上の処分との調整が保たれるよう措置したことでござります。この場合におきまして、建設大臣は処分をするに際しまして、関係行政機関の長に協議し、都道府県知事の意見を聞くことにより、円滑な運用を期したのでございます。

次に第三十五条は、多目的ダムで発電事業のためにダム使用権が設定されるものにつきましては、本法案の付則

第三十一条は、多目的ダムの有する効用を十分に発揮するよう、その基本原則を規定いたしましたのでございます。

第三十一条は、建設大臣または都道府県知事が多目的ダムの操作を行なう場合において準拠すべき事項を建設大臣が操作規則として定むべきことを規定したものであります。なお操作規則は、公共の利益を保全し、及びダム使

用権者の行う事業の実施につきまして重要なものでございますので、その制

定に当りましては関係行政機関の長に協議し、ダム使用権者等の意見を聞くことによりまして、適正な内容とする

規定でございます。

第二十二条は、ダム使用権の取り消しまたは変更の処分があつた場合におきまして、すでに納付した負担金また

は納付金の還付に関する規定でございまして、そのときにおけるダム使用権の効用に応じて定められることとなつております。本条第二項及び第三項は、ダム使

用権が消滅した場合におきまして、その上に抵当権があるときは、抵当権者の承諾を受けた場合を除き、還付金を供託しなければならないものとし、抵

必要な事項につき、政令で定める旨委任した規定でございます。

統いて付則について御説明申し上げます。付則第一項は、本法案の施行期日でございますが多目的ダム建設工

事特別会計と密接な関連がございます。そこで、四月一日といだしたわけでござります。

付則第二項は、從来共同事業といったものでござります。すなわち、河川法によれば、完成後は都道府県知事において管理を行なうのが原則でございますが、二以上の都

府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるものについては、建設大臣が直轄管理することが公益の保全のために必要であります。特に

法定いたしました次第でございます。

第三十一条は、多目的ダムの操作について多目的ダムの操作を十分に発揮するよう、その基本原則を規定いたしましたのでございます。

第三十一条は、建設大臣または都道府県知事が多目的ダムの操作を行なう場合において準拠すべき事項を建設大臣が操作規則として定むべきことを規定したものであります。なお操作規則は、公共の利益を保全し、及びダム使

用権者の行う事業の実施につきまして重要なものでございますので、その制

定に当りましては関係行政機関の長に協議し、ダム使用権者等の意見を聞くことによりまして、適正な内容とする

規定でございます。

第二十二条は、ダム使用権の取り消しまたは変更の処分があつた場合におきまして、すでに納付した負担金また

は納付金の還付に関する規定でございまして、そのときにおけるダム使用権の効用に応じて定められることとなつております。本条第二項及び第三項は、ダム使

用権が消滅した場合におきまして、その上に抵当権があるときは、抵当権者の承諾を受けた場合を除き、還付金を供託しなければならないものとし、抵

度が活用されるようするため、工場抵当法につきまして所要の改正をしたるものでございます。

付則第七項は、現在建設大臣と事業者との共同事業にかかるものについて固定資産

は、事業者の持ち分について固定資産税が課せられているのであります。本法案に基くダム使用権も、本来ならば

同様に固定資産税を課すべきものであります。すなわち、河川法によれば、完成後は都道府県知事において管理を行なうのが原則でございますが、二以上の都

府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるものについては、建設大臣が直轄管理することが公益の保全のために必要であります。特に

法定いたしました次第でございます。

第三十一条は、多目的ダムの操作について多目的ダムの操作を十分に発揮するよう、その基本原則を規定いたしましたのでございます。

第三十一条は、建設大臣または都道府県知事が多目的ダムの操作を行なう場合において準拠すべき事項を建設大臣が操作規則として定むべきことを規定したものであります。なお操作規則は、公共の利益を保全し、及びダム使

用権者の行う事業の実施につきまして重要なものでございますので、その制

定に当りましては関係行政機関の長に協議し、ダム使用権者等の意見を聞くことによりまして、適正な内容とする

規定でございます。

第二十二条は、ダム使用権の取り消しまたは変更の処分があつた場合におきまして、すでに納付した負担金また

は納付金の還付に関する規定でございまして、そのときにおけるダム使用権の効用に応じて定められることとなつております。本条第二項及び第三項は、ダム使

用権が消滅した場合におきまして、その上に抵当権があるときは、抵当権者の承諾を受けた場合を除き、還付金を供託しなければならないものとし、抵

度が活用されるようするため、工場抵当法につきまして所要の改正をしたるものでございます。

付則第六項は、ダム使用権を工場抵

押に協議する措置をとるため、河川法による一般の水利権に関する処分についても建設大臣が处分しまたは都道府県知事の処分を認可する際に関係行政機関の長

に協議の措置をとることとしたこととしまして、建設大臣が関係行政機関の長に協議の措置を規定したものです。

最後に付則第九項は、本法案の制定にかんがみまして、建設省設置法の一

経過措置を規定したものであります。

最後に付則第九項は、本法案の制定にかんがみまして、建設省設置法の一

経過措置を規定したものであります。

以上をもつて逐条の御説明を終りました。

○理事(岩沢忠恭君) それではこれが

一章についての御質疑をお願いいたし

持、修繕その他の管理に要する費用

第三次十八条は、本法案の実施のため

次に第三十三条は、多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用

○田中一君 この特定多目的ダムとこの法案の条文にたくさん入っておりますところの多目的ダムとはどう違うのですか。

○政府委員(山本三郎君) この法案に書いてあります多目的ダムは、すべて特定多目的ダムでございます。

○田中一君 従来ともに多目的ダムといふものは建設しているわけであります。従つてこの法律案ではこれが多目的ダムと云ふ多目的ダムでございます。

○政府委員(山本三郎君) 特定多目的ダム法で行わんとするダムは、今後建設いたします多目的ダムを建設大臣が直轄で行います多目的ダムを考えております。現在三十二年度におきまして施工いたしますダムは九ヵ所の建設工事と、そのほかに三ヵ所の計画調査費が計上されているダムでございます。

○田中一君 それを明示して下さい。

○政府委員(山本三郎君) 三十二年度で特定多目的ダム法の適用の下に特別会計で実施するダムは長野県の天龍川ダム、埼玉県の荒川二瀬ダム、愛媛県の肱川鹿野川ダム、青森県の岩木川日屋ダム、次に岩手県の和賀川湯田ダム、次に京都府の山良川大野ダム、美和ダム、埼玉県の荒川二瀬ダム、これまでが今までの継続事業でございまして、新規のダムがあと二ヵ所工事に着手するものがございます。その一つは宮城県の名取川の大倉ダム、京都府の淀川の天ヶ瀬ダム、以上九ヵ所が三十

二年度の工事地点でございまして、そのはかに実施計画調査を実施いたしましたとして、秋田県の雄物川の

皆瀬ダム、それから栃木県の鬼怒川の川俣ダム、次が岐阜県の揖斐川の横山ダム、以上でございます。

○田中一君 特定多目的ダム建設工事特別会計法には名取川が書いてあります。せんけれども、これはどうなんですか。

○政府委員(山本三郎君) 名取川は淀川と同じく実施計画を昨年三十一年度に実施したのでございますが、三十一年度は補助工事で補助の事業といたしまして実施計画調査を実施しておりますので、淀川の分は、淀川の天ヶ瀬ダムは直轄で実施調査をしておりましたので、ここに名取川は入れなくて新たにこのものとして扱つたのでございま

す。今建設中のダムは淀川まででございますが、名取川は補助工事でございまして、建設大臣が建設中の工事ではないのですがね。

○説明員(國宗正義君) 特定多目的ダム建設工事特別会計法の附則を見ると、名取川が入っているのであります。しかしこの法文には入つておらないのですがね。

○田中一君 この予算書の事業計画表を見ると、名取川が入っているのであります。しかしこの法文には入つておらないのですがね。

○説明員(國宗正義君) 特定多目的ダム建設工事特別会計法の附則第二項によりまして、国に持ち分が帰属したとき、つまり国が譲渡を受けたときに初めて第一条のダムになりますて、正当に金が支出できるのでござりますが、その譲渡行為を、譲り受けない前でもなおかつ四月一日から金を出さなくちやならないためにこの三項を規定したわけでございます。

○田中一君 そうすると、名取川大倉ダムはもう国に帰属したわけですか。あるいは四月一日から廻属することになつておらぬのはという点についての御質問かと思いますが、付則第三項の

この柱書きであります、この第三項の柱書きは、まず「第一条の規定にかかるわらず、この会計において行う」、

と申しますのは、特別会計法第一条に書きましては、ここに書いてございまして、「特定多目的ダム法第二条

第一項に規定する多目的ダム」はすべ

て行う。これから将来行うものはすべて行うという規定でございます。従いまして、先に特別会計であげてあるものは全部行うということをすでに第一

条において書いてあるわけでございまして、この特別会計において経理を行ふとかと申しますと、第一条のダムに

つこの特別会計において経理を行ふことになりますが、そういう建

設中の工事、天龍川から淀川までの工事が第一条の規定に適応しなくて、なおかつこの会計において行うこと

規定しているわけでございます。どのようの場合に第一条になりますかと申しますと、これは多目的ダム法の附則第二項によりまして、国に持ち分が帰

属したとき、つまり国が譲渡を受けたときに初めて第一条のダムになりますて、正当に金が支出できるのでござりますが、その譲渡行為を、譲り受けない前でもなおかつ四月一日から金を出さなくちやならないためにこの三項を規定したわけでございます。

○田中一君 話がつくと考えて計上してもよいわけですね。国がどうしてもし合いでござりますから、最もすみやかに話がつくと考えます。

ざいまして、そいたしますと、付則の適用によってこの法律の適用を受けたものではなくて、さような場合には建設大臣がこれから着手する工事といたしまして、多目的ダム法の第二条の多目的ダムとして工事にかかるわけであるならいいわけなんです。

○田中一君 ついているならないいんであります。話し合がついて、四月一日にまして、先に特別会計であげてあるものは全部行うといふことをすでに第一

条において書いてあるわけでございまして、この特別会計において経理を行ふことになりますが、そういう建

設中の工事、天龍川から淀川までの工事が第一条の規定に適応しなくて、なおかつこの会計において行うこと

規定しているわけでございます。どのようの場合に第一条になりますかと申しますと、これは多目的ダム法の附則第二項によりまして、国に持ち分が帰

属したとき、つまり国が譲渡を受けたときに初めて第一条のダムになりますて、正当に金が支出できるのでござりますが、その譲渡行為を、譲り受けない前でもなおかつ四月一日から金を出さなくちやならないためにこの三項を規定したわけでございます。

○田中一君 話がつくと考えて計上してもよいわけですね。国がどうしてもし合いでござりますから、最もすみやかに話がつくと考えます。

ちらへ引き継げばらしいということになつております。県とはその辺の話し合いはついております。

○田中一君 つづいているならないいんであります。話し合がついて、四月一日にまして、先に特別会計であげてあるものは全部行うといふことをすでに第一

条において書いてあるわけでございまして、この特別会計において経理を行ふことになりますが、そういう建

設中の工事、天龍川から淀川までの工事が第一条の規定に適応しなくて、なおかつこの会計において行うこと

規定しているわけでございます。どのようの場合に第一条になりますかと申しますと、これは多目的ダム法の附則第二項によりまして、国に持ち分が帰

属したとき、つまり国が譲渡を受けたときに初めて第一条のダムになりますて、正当に金が支出できるのでござりますが、その譲渡行為を、譲り受けない前でもなおかつ四月一日から金を出さなくちやならないためにこの三項を規定したわけでございます。

○田中一君 話がつくと考えて計上してもよいわけですね。国がどうしてもし合いでござりますから、最もすみやかに話がつくと考えます。

の出力を計画しております。鹿川の肱川につきましては、愛媛県が電気事業を主体として実施しております。九百キロの発電を行ふ計画を持っております。岩木川の日置ダムにつきましては、青森県が事業主体として内定しております。千三百キロの計画を持つております。和賀川につきましては、岩手県がこれは出願しております。そして、全体の発電規模としては三万四千三百キロ。由良川につきましては、京都府が事業主体と予定されておりまして、一万一千キロの出力が予定されしております。球磨川の市房ダムにつきましては、事業主体についてはまだ内定もいたしておりませんが、一万六千九百キロの計画でございます。淀川の天ヶ瀬につきましては、関西電力が内定しております。四万キロの計画でございます。

万一千五百キロの出力が予定されておりますが、事業主体につきましては日下、県、中部電力の間で協議中でございます。

○説明員(小林泰君) 工業用水と上水道の計画は、この基本計画の中に予定されておりますのは名取川だけございまして、ほかにはその計画は現在のところございません。

○田中一君 名取川の発電をする場合には何キロぐらい出るのですか。

○説明員(小林泰君) 発電については、実は水道、工業用水との競合の關係がござりますので、両立することは困難であると存じます。

○田中一君 そこではつきりわかるの

た特定の、ある一つの基本系列のダムだということなんです、これを見ますと。主として電力オンラインのものじゃないかと思うのです。むろんこれには防災という点は当然考えなければならぬとぬと思うのです。それから水の調節といいう大きな点も考えなければならぬと思いますが、私ども考えておりますのにも常にそう思うのです。たとえば名取川の大倉のようなものにいたしましても、二十万トンもとつてしまえば幾ら残るかといえば、発電はできなくななる。またもう一步前進して考えれば、発電した後の水を上水または工業用水で使うことも可能だということも言えるのです。そういう考慮がなくして、ただ一つの事業にだけ作るのだといふ

の落差の関係から申し立てて、今から直接取水する必要がある関係もございまして、発電との両立が困難であつたわけでございますが、ほかの地点につきましては、一般の相当高い部分にござりますので、発電ダムによつてダムに直結した発電所を経て下流に用水を放流するという計画のもとにこの計画ができます。従い、発電したあとの水を下流の耕地に受けれるという計画で、これらの計画にはほとんど大部分灌漑用水の計画が盛り込まれてござります。従いまして、この特定用途としては申し上げませんでしたが、その点について広範な灌漑面積に対する用水供給がダムの計画として同時に立てられておるわけでござります。

えないのでですね。まあ防災と灌漑用水とそれから電気とか、あるいはその二つのほかにあるものは、あるいは上水とか工業用水とかいうことになるわけですね。もしそこで将来、今建設省が考えておるところのたとえば……むろん水の調節すなわち防災のダムであることは、この性格上わかります、高堰堤のものは。それからまあ灌漑用水といふものが入つておるならば、これも認められます。そうすると、そのほかに発電をしたあと水を上水または工業用水として使うといふような考え方方が現在持たれておるかどうか。また持とうとするならば、どの地点を考えておるのかという点を一つ御答弁願いたいと思うのです。

ではもう少し前の前に質問しておきましたが、ダム使用権とは、初めに、第二条に定義してあるように、「一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利」、こうなっている。これはそこに確保すれば、それによっての利益は何もないはずですね。直接に一つの目的のために使用された水というものが、下流において放流されて、必要なから放流しますよね。それを工業用水として使用した場合には、一定の地域に確保されない水のはずなんです。従ってこういう場合には自由に使っていいのかということです。むろんこれには水利権といふものを持たなければ水は使えませんけれども、これでは水利権は持っているけれども、一つの目的、発電というものの目的を果して、そうして流した場合には、それは権利というよりも、その義務が割合に負わないで済みますね、負担の義務が。この解釈でいいのかということを伺つておるのであります。

○田中一君 そんなものはもらわないでいいです。もつわないのでその水流を使いたらないですよ。まず一定量の水流を一定の地域に貯留して、これがダム使用権、いわゆる物権である。こういう見方と、それから一たび何かの意思によって放流された、放流されるのは、その流れておる区域というものは、河川法による一般の流水にどまることのない水が加わる場合もあるのです。たとえば下流の地点から流れれる場合にはこのダムに一定の地域に貯留された水という定義雨の水がそれに加わる場合もあるのです。天から降る水が加わる場合もあります。それは物権なんかほしくない。それより下流において自然に流れておる水の使用権といふものを従来と同じようにもらえば、何をダムの水に限ったことではないのですから、負担はないといふことなんです。工業用水にしても、上水にしても、水そのものがほしいので、何も権利が要るのじゃないのです。権利はもともと河川法によって権利を取つてあるのですから、ただダム使用権だけ取ればよいということになりますと、それはどういう工合に分けて考えているのですか。

Digitized by srujanika@gmail.com

六

らないと、先生のおっしゃるようにならぬがほしいときにダムの水を放流してやらないとそれが取れないわけでござります。ですからそういう点におきまして、ダムの放流は基本計画と操作規則によりまして制限されるわけござりますから、使用権のない者につきましては、必要なときに水がこないという

○田中一君 必要のときに水がこない
でも、それでもいいんだ。自分の工場
敷地内にためられる、貯留するといふ
ことになると、それはどういうことに
なりますか。自分の所有している敷地

○政府委員(山本三郎君) それはまた自分でやる場合に費用がかかるわけでございますので、ダム使用権を設立するためには費用を出すかわりにそういう

てくる水を調達しまして、必要なところに利用することはできるわけでもないますけれども、それに費用がかかりますので、別途の問題と相なるわけでございます。

○田中一君 これは建設大臣が直轄で河川の付属物ですかを新築して、それが今の特定多目的ダムだと、そうしてダム使用権という物権がそこに生まれるのだということになつております

が、まあ川は自分ででききとめてやる場合にはこれは自由ですね、許可さえもらえば。それも発電という一つの目的を果した——今見ますと、これおむね発電です。その発電した水をここで飲んじやうわけじゃないのですから、必ず吐き出すわけなんですから、それを下流において自己資金において、水が

水ならば自分のところへ
はいしからといって
うことも考えられるよ
ことは、その方が安全で
用水で自分だけ持つて
で、操作規則を作つて
しようけれども、そん
それはダムの水と言ふ
がまはないのですね。

においてそういう目的のために放流するとか、あるいはそのために貯流するには、その目的の権利を与えてない場合には、そのための操作をしたり、あるいはその目的のためにダムに貯流することはできないわけでございまして、自分の目的が必要に応じて果せない。あるいは果せる場合も多少あるかもしれないけれども、非常に不安定なものでございまして、期待することができないわけ

自分が工場を擴張したりするようなことはおそらくできないわけでございまして、顕著な利益は生することは想定されないわけでござります。

ンリーの地點というものは、永久に工業用水をとつたり、あるいは上水をとつたりすることができないのだということになるのではないのですか。それとも下流で副収穫的なものを作つ

て、そしてこれは発電といふ一つの目的を果した。第二の目的のために上水道という小さなダムを作る。そうしてあるいは工業用水のダムを作るとかといふことになれば、第二の目的に向つて水の利用はできるわけです。しかしこの際ですと、大倉ダムの場合には十万吨ずつの飲料水、工業用水に分けて

いるわけですね。われわれが考えますと、一滴の水が何回にも回転することによってのみ国の富になるのではないかと思うのです。今いよいよに電気というのは水を飲むのではないのですから、やはり水車を回したあの水は流すのですから、この水を何回かに使うことによって、一面防災といきなり地からの役目を果しながら経済的な効

うのですよ。秋葉ダムから下った所を見ますと、発電だけの水利用がずっと続いているが、あれでも最後にきて、そこに今度作る愛知用水の何といいますか、大きなダムでも作れば、また下には灌漑用の水を作れば、場合によれば途述操作規則を設けて、一定量の工業用水というものを三重県に送ることもできるのです。しかし現在考えている八つの地点といふのはこと

してこの法律が電気といふ目的のために作つた堤防、その堤防の中の一地域の水だけに対する物件の設定であつて、下流において放出してしまつた水、たところの一べん使つてしまつた水、

これを生かすという方法が全然生じておらないのですよ。その中で一番大きな問題は、洪水調節という防災の見地から、これはわれわれが常識的に考えておるところのものが残っている。こ

うして今の八つのものを拜見してみると、一つの目的を果したあとは全部捨てているわけです。いかえれば、それでは多目的ダムにならないのですね。きのうも一人の参考人と私が質疑応答したのをお聞きになつたと思いますけれども、それこそ一滴の水でも日本の場合には高度に利用しなければならぬ

のいたといふ見地から多目的といふうのと
想が生まれたと思うのです。だから
伺つたのは、この八つの来年度の計画書
のうち、そういう意味の利用を考えて
おらないか、考えているならどこを
考へるか、三十二年度でかなわない
ならば三十三年度、三十四年度、将来に
全部おそらくこれに集中すると思いま
すから、この範疇に入れて、建設大臣

効率といふものを上げようという努力をなさるとと思うのです。その場合にたゞこれだけのことではわれわれは納得できないのですよ、目的が、従つて三十二年度から三十三年度、これは基本的な態度といふものがあるはずなんですが、ただ今こういう法律を作つて差し麗句を並べて、たつた一つの目的ということだけでは困るのです。ことによつて、固定資産税その他の問題も多数含まれ

のではないかといふ議論が、のうちもたるところでは、野間君が書いているように、たゞその地域だけに固定資産税が入るのではなくらうかということを言われておられますけれども、そういう点から考

えても、美濃水の利用といふものは、なんぞの一つの目的だけであつてはならぬということは常識です。今の日本としては、そりやうい点についてどういう信念をもつて……これは建設大臣が来な

局長は事務的に自分の仕事がやりよい
ようにすればよいと思うだらうが、水が非
といふものはそれだけでは困ると思う
のです。

常に重要なものであるということは、
えておるわけでござります。そうち
しまして、この多目的ダムを作りま
して。今のところは先ほども御説明申
上げましたように洪水調節、灌漑、
れから大部分のものは電気と上水道
工業用水を持つていくのは割合少い
いうことであります、その地点でせ
水池を作った場合に、現在の現況によ

済ベースとか、あるいは周囲の開発状況とか、工業の発達状況等から見まして、さしあたり最も必要な事業にそして、水を供給しようといふ観点から計画しておるわけでありますて、先ほどのやうな問題はもちろん考えなければならぬ問題でございまして、今いたしまして

あるいはためた水を一番有効に利用する
し、しかもも経済的に一番役立つようう
といふわけですが、いまして、決してこ
れが水を捨てるというわけでもござ
いませんし、またこのためた水を直
に、

の発電所で利用する、そして水をためることとはダム使用権でありまして、すぐその水を使って発電するまでの水利権を大体考えておるわけであります。が、決してダム使用権を持つたまでは、

るもののが河口まで水をずっと支配するので、
というわけではございませんので、そ
の発電所に使つた水を今度調節いたし
ましたり、あるいはそれを使える形にす
して工業用水なり水道に使う、あるいは
はまた電気を使う、いろいろな問題は
逐次考えていかなければならぬ問題でござ
いまして、お説の点は私どもとい

たしましても、水の有効利用をできるだけ考え、しかもその事態に応じたような使い方にもつていかなければならぬということは常に考えておるところでございまして、別にこの法案にはそういう点が書いてないけれども、あるいは来年度計画しておる地点にそういうものがないから考えないというわけではありませんで、今後におきましても、そういう点を十分考えて处置していくみたいというように考えておるわけあります。

○田中一君 一つの例として申し上げましよう。木曾水系の二子ダムが今度

できます。これは政府がやつておるの

じやない。愛知用水公團が今度それを

やろうとしておるのです。これははつ

きりと何力所かで発電した水をあすこ

で縮め切りまして、知多半島の農業用

水に開田に資してみると、こういうわけ

ですね。ああいうものこそ、もしもや

るならばこの法律案でやるべきもので

す。特定とか多目的とかいうならば、

従つてあれも大体二子ダムからたしか

三重県の方に工業用水とか飲用水を送

るようになっておると考えますが、ま

た岐阜県にはどんなものを送るか、ま

だもたもたしておりますけれども、計

画はあるのだと思う。しかし三十二年

度に考えられておるところをこの実施

しようにいう面からみても、その考慮

が払われておらないということです

ね。それで、そういうことは忘れておる

のではございません、将来考えますと

いうようなことではないません。やは

りこうして今までの不備を補つて、ま

た仕事のやりいよい法律を作つて、

やる以上、これはやはりせめて計画だ

けはですよ、長期計画なら長期計画、

いうふうになつておるのでですが、この

場合でもいわゆる農業用水を特定用途

にて立てなければならないのですよ。こ

れでは、まあ天龍水城にしても、あす

こでやるのは、佐久間ダム、次の秋葉

ダムぐらいなのです。それは逆調整

のダムです。この秋葉ダムといらのは

また別の目的を持つていてますね、これ

は……。これこそほんとうの多目的ダ

ムの真意になるかもしません。ところ

が、それをあすこでもつて全部すつか

り放出してしまつて、あとは知らない

のだということがあつてはならないの

ですよ。そういう場合に、同じ天龍水

系のうちの、たとえば秋葉ダムの下流

に直轄工事でないダムを県が水の使

権をとつてやるということになつた場

合ですよ、それはむろん物権はこれに

は与えられないと私は思うのです。な

ぜならば、もう一つのダムを作つて

も、発電オノリーで考えられたら、上水

も工業用水も分けてもらうことばでき

体これは美和ダムにして三万五千八

百キロといらのものは、これはもう水量

の限界だと思います。今の計画をみますと、大

き点が考慮され、または計画されない

ところのこの法律案といらものに対し

ては、はなはだきつ怪なものだといら

この印象を受けるのですが、建設大

臣呼んできて下さい、建設大臣に聞き

ますから……。これは局長にそういう

ことを言つても困るでしようから、大

臣を呼んてきて下さい。

○大河原一次君 先ほどちょっと御説

明の中についたのですが、条文の中

に、第二条ですね、「流水の貯留を利

用して流水が発電、水道又は工業用水

道の用」というように、「特定用途」と

いうふうになつておるのでですが、この

場合でもいわゆる農業用水を特定用途

にて立てなければならないのですよ。こ

れでは、まあ天龍水城にしても、あす

こでやるのは、佐久間ダム、次の秋葉

ダムぐらいなのです。それは逆調整

のダムです。この秋葉ダムといらのは

また別の目的を持つていてますね、これ

は……。これこそほんとうの多目的ダ

ムの真意になるかもしません。ところ

が、それをあすこでもつて全部すつか

り放出してしまつて、あとは知らない

のだということがあつてはならないの

ですよ。そういう場合に、同じ天龍水

系のうちの、たとえば秋葉ダムの下流

に直轄工事でないダムを県が水の使

権をとつてやるということになつた場

合ですよ、それはむろん物権はこれに

は与えられないと私は思うのです。な

ぜならば、もう一つのダムを作つて

も、発電オノリーで考えられたら、上水

も工業用水も分けてもらすことばでき

体これは美和ダムにして三万五千八

百キロといらのものは、これはもう水量

の限界だと思います。今の計画をみますと、大

き点が考慮され、または計画されない

ところのこの法律案といらものに対し

ては、はなはだきつ怪なものだといら

この印象を受けるのですが、建設大

臣呼んてきて下さい、建設大臣に聞き

ますから……。これは局長にそういう

ことを言つても困るでしようから、大

臣を呼んてきて下さい。

○大河原一次君 先ほどちょっと御説

明の中についたのですが、条文の中

に、第二条ですね、「流水の貯留を利

用して流水が発電、水道又は工業用水

道の用」というように、「特定用途」と

いうふうになつておるのでですが、この

場合でもいわゆる農業用水を特定用途

にて立てなければならないのですよ。こ

れでは、まあ天龍水城にしても、あす

こでやるのは、佐久間ダム、次の秋葉

ダムぐらいなのです。それは逆調整

のダムです。この秋葉ダムといらのは

また別の目的を持つていてますね、これ

は……。これこそほんとうの多目的ダ

ムの真意になるかもしません。ところ

が、それをあすこでもつて全部すつか

り放出してしまつて、あとは知らない

のだということがあつてはならないの

ですよ。そういう場合に、同じ天龍水

系のうちの、たとえば秋葉ダムの下流

に直轄工事でないダムを県が水の使

権をとつてやるということになつた場

合ですよ、それはむろん物権はこれに

は与えられないと私は思うのです。な

ぜならば、もう一つのダムを作つて

も、発電オノリーで考えられたら、上水

も工業用水も分けてもらすことばでき

体これは美和ダムにして三万五千八

百キロといらのものは、これはもう水量

の限界だと思います。今の計画をみますと、大

き点が考慮され、または計画されない

ところのこの法律案といらものに対し

ては、はなはだきつ怪なものだといら

この印象を受けるのですが、建設大

臣呼んてきて下さい、建設大臣に聞き

ますから……。これは局長にそういう

ことを言つても困るでしようから、大

臣を呼んてきて下さい。

○大河原一次君 先ほどちょっと御説

明の中についたのですが、条文の中

に、第二条ですね、「流水の貯留を利

用して流水が発電、水道又は工業用水

道の用」というように、「特定用途」と

いうふうになつておるのでですが、この

場合でもいわゆる農業用水を特定用途

にて立てなければならないのですよ。こ

れでは、まあ天龍水城にしても、あす

こでやるのは、佐久間ダム、次の秋葉

ダムぐらいなのです。それは逆調整

のダムです。この秋葉ダムといらのは

また別の目的を持つていてますね、これ

は……。これこそほんとうの多目的ダ

ムの真意になるかもしません。ところ

が、それをあすこでもつて全部すつか

り放出してしまつて、あとは知らない

のだということがあつてはならないの

ですよ。そういう場合に、同じ天龍水

系のうちの、たとえば秋葉ダムの下流

に直轄工事でないダムを県が水の使

権をとつてやるということになつた場

合ですよ、それはむろん物権はこれに

は与えられないと私は思うのです。な

ぜならば、もう一つのダムを作つて

も、発電オノリーで考えられたら、上水

も工業用水も分けてもらすことばでき

体これは美和ダムにして三万五千八

百キロといらのものは、これはもう水量

の限界だと思います。今の計画をみますと、大

き点が考慮され、または計画されない

ところのこの法律案といらものに対し

ては、はなはだきつ怪なものだといら

この印象を受けるのですが、建設大

臣呼んてきて下さい、建設大臣に聞き

ますから……。これは局長にそういう

ことを言つても困るでしようから、大

臣を呼んてきて下さい。

○大河原一次君 先ほどちょっと御説

明の中についたのですが、条文の中

に、第二条ですね、「流水の貯留を利

用して流水が発電、水道又は工業用水

道の用」というように、「特定用途」と

いうふうになつておるのでですが、この

場合でもいわゆる農業用水を特定用途

にて立てなければならないのですよ。こ

れでは、まあ天龍水城にしても、あす

こでやるのは、佐久間ダム、次の秋葉

ダムぐらいなのです。それは逆調整

のダムです。この秋葉ダムといらのは

また別の目的を持つていてますね、これ

は……。これこそほんとうの多目的ダ

ムの真意になるかもしません。ところ

が、それをあすこでもつて全部すつか

り放出してしまつて、あとは知らない

のだということがあつてはならないの

ですよ。そういう場合に、同じ天龍水

系のうちの、たとえば秋葉ダムの下流

に直轄工事でないダムを県が水の使

権をとつてやるということになつた場

合ですよ、それはむろん物権はこれに

は与えられないと私は思うのです。な

ぜならば、もう一つのダムを作つて

も、発電オノリーで考えられたら、上水

も工業用水も分けてもらすことばでき

体これは美和ダムにして三万五千八

百キロといらのものは、これはもう水量

の限界だと思います。今の計画をみますと、大

き点が考慮され、または計画されない

ところのこの法律案といらものに対し

ては、はなはだきつ怪なものだといら

この印象を受けるのですが、建設大

臣呼んてきて下さい、建設大臣に聞き

ますから……。これは局長にそういう

ことを言つても困るでしようから、大

臣を呼んてきて下さい。

○大河原一次君 先ほどちょっと御説

明の中についたのですが、条文の中

に、第二条ですね、「流水の貯留を利

用して流水が発電、水道又は工業用水

道の用」というように、「特定用途」と

いうふうになつておるのでですが、この

場合でもいわゆる農業用水を特定用途

にて立てなければならないのですよ。こ

れでは、まあ天龍水城にしても、あす

こでやるのは、佐久間ダム、次の秋葉

ダムぐらいなのです。それは逆調整

のダムです。この秋葉ダムといらのは

また別の目的を持つていてますね、これ

は……。これこそほんとうの多目的ダ

ムの真意になるかもしません。ところ

が、それをあすこでもつて全部すつか

り放出してしまつて、あとは知らない

のだということがあつてはならないの

ですよ。そういう場合に、同じ天龍水

系のうちの、たとえば秋葉ダムの下流

に直轄工事でないダムを県が水の使

権をとつてやるということになつた場

合ですよ、それはむろん物権はこれに

は与えられないと私は思うのです。な

ぜならば、もう一つのダムを作つて

も、発電オノリーで考えられたら、上水

も工業用水も分けてもらすことばでき

体これは美和ダムにして三万五千八

百キロといらのものは、これはもう水量

の限界だと思います。今の計画をみますと、大

き点が考慮され、または計画されない

ところのこの法律案といらものに対し

ては、はなはだきつ怪なものだといら

この印象を受けるのですが、建設大

○理事(岩沢忠恭君) 休憩前に引き続き、これから委員会を再開いたします。

特定多目的ダム法についての質疑を行ないます。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、直ちにこの法案の内容として実施される事業

は、特別会計法の付則第三項にあげてありますところの八つのダムと、宮城県名取川の大倉ダムが含まれるという

河川局長の答弁であります。なおそのほかに雄物川の皆瀬ダム、鬼怒川の川俣ダム、揖斐川の横山ダム、この三地点が調査する段階に入るそうであります

が、この三十二年度の事業計画の内容を見ますと、継続事業はおむね発電がただ一つの目的である。そのうち

一つだけ、大倉ダムだけは発電がなくして上水道、仙台市の経営として一日十萬トン、宮城県庁の経営として工業用

水が一日十万トンの水源地となるよう

は無論当然であります。洪水調節の目的を持つておることはその通りでござりますが、そのほかに水道または工業用水道と規定されておるわけです。

しかしながら現在もたれているもの

が、すべて一つの目的のみを持つているものであつて、特定多目的ダムと称するにはあまりに乏しい内容を持つて

いるものではなかろうかと思うのです。従つて、水源の容積といふものは現在おおむね発電量に見合うだけのものを保有するにすぎません。

そこで、大臣に伺うのは、このよう

な形で今後とも特定多目的ダムの新築をしていくつもりなのかどうか。はつきりと国土総合開発の見地からすべて

を判断して許可をしていこう。こういう考えになつていてはかかるらず、法文になつていてはかかるらず、あまり

にブアなものではなかろうかと考える

次第です。そこで将来政府としてはこ

の法文に示す定義通りに大幅に総合開

発の実をあげるような計画を持とうと

するのか、また三十三年度以降にお

て、現在経済企画庁において経済五力

年計画の策定を発表しておりますが、

この中にも眞の多目的を持つところの

計画があるかどうかの問題。まず最初にこの一点を御質問いたします。

だ一つの目的のみに使用して、あとの放水といふものはそのままであるといふことならば、これは多目的ダムではないのです。せめても考えられるのは、放水する水が流域の灌漑用水とし

て取り上げられる、これはむろん既得権であります。従つてこれは当然であります。だからこそこの法文にない

と了解しておりますけれども、それだけであるなら、そのほかには洪水調節の点だけであるならば、あえてここに特定多目的ダムという名称を持つところの法文が用意されなくてもよいのです。ただ特別会計でやるということに

なります。私は現在多目的ダムという思想がここ四、五年来生まれました。そういう事業は数々やつてお

まして、そういう事業は数々やつてお

られたことが少くともここに定義ではつ

まきりと明文化されているような上水道、工業用水道等もあわせてダム使用

権の設定という物件になつたという理

由があるのではないかと考えておりま

す。ただ便宜的に大蔵省その他とのい

ういふ話合いの上に便宜的に経済効

果といふもの、國力の増大といふもの

から産業事情等も勘案して、たとえば宮城県の大倉の名取川のような場合においては、仙台市という大都会を控えています。何でも繰り返し使つてその

効果があるものなんですね。私の申し上げるのは、水といふものは一べん使つたら捨てるといふものではないのです。何べんでも繰り返し使つてその

意味がないということですね。私の申し上げるのは、水といふものは一べん使つたら捨てるといふものではないのです。

が起らぬことから計画には載つておらぬということでありま

す。何でも繰り返し使つてその

必要性のある産業開発なり、経済的な情勢が発生した場合には、またそういう

要素に基いてこの計画を進めて

いくということが妥当ではないかと思

うので、今までその必要な起らぬのは

不必要と申しますが、特別な費用をか

けてそりやう施設をするといふこと

は、ある意味においてはむだといふ

総合的な一つの建築されるダムの水を有効適切にあらゆるものに使うといふ意味はないということですね。私の申し上げるのは、水といふものは一べん

使つたら捨てるといふものではないのです。何べんでも繰り返し使つてその

意味がないことですね。私の申し上げるのは、水といふものは一べん使つたら捨てるといふものではないのです。

○国務大臣(南條徳男君) お答えいたしましたが、このたび多目的ダムの対象になります内閣につきましては、ただいま御指摘の通りであります。この中に工業用水や上水道等のものが案外

しまして、そういう事業は数々やつてお

られたことが少くともここに定義ではつ

まきりと明文化されているような上水道、工業用水道等もあわせてダム使用

権の設定といふ物件になつたという理

由があるのではないかと考えておりま

す。ただ便宜的に大蔵省その他とのい

ういふ話合いの上に便宜的に経済効

果といふもの、國力の増大といふもの

工事着手を来年いたしたい。そのほか

御質問でござりますが、先ほど申し上

げます通り、地方の国土総合開発の線

点と調査地区三点、そのほかはどこを

建築していく計画はあると思うので

す。現在あけられたところの九つの地

域で、つまづきの計画はあると思うので

す

川、鬼怒川、揖斐川の三カ地点を計画に先ほど御説明申し上げました雄物川の調査いたしまして、できるだけ早く工事に着手したいというふうに考えておられます。そのほかにただいま総合開発の調査費用をもつて調査しておりますまして、近い将来に着手できると考えられるものに北上川の四十四田のダム、利根川の上流の蘿原のダム、それから四国の大野川の早明浦のダム、それから淀川の支流でございます木津川の上流の高山ダム、それから北海道の空知川の金山ダムの五カ地点が考えられるのでございますが、そのほかにおきましても、洪水調節の必要から調査をやつておるものもございまして、それらも早急に調査を進めまして、水の利用の観点からそれらの計画を万全なものにいたしまして着手をしたい、計画調査あるいは着手の段階に持つていきたいというふうに考えております。

○田中一君 今河川局長が言われた五つの地点はどういう目的を持つて計画されておりますか。

○政府委員(山本三郎君) その点は開発課長からちよつと御説明申し上げます。

○説明員(小林泰君) 今局長から申し上げました通り四十四田ほか四カ地点につきましては、主として治水の目的をもつて計画されておりますが、あわせて灌漑用水あるいは工業用水について考慮されておるものもござります。たとえば吉野川のダムにつきましては、徳島県下並びに香川県下における農業用水、工業用水等もあわせて目下調査を進めておる次第でござります。淀川の高山ダムについては、目下その利水については検討中でございます。その

他の地点についても、利水についてはまだ十分な結論は得ておりませんので、三十二年度で調査をさらに進める方針でございます。

○田中一君 その水はたとえば灌漑用水、工業用水となりますと、やはり多くの用水というものは、その用いる用途の分量といふものに制限ができるわけですね。たとえば十万トンなら十万トンの水が必要ならば、もちろん二十万トンといふものの容積に制限されるわけですね、先ほどの大倉ダムと同じように。ただ私が言いたいのは、一へん発電で使った水をそのまま流さないで、むろん灌漑用水の必要な分はその分としてとりながら、なお工業用水あるいはたとえば水の要らぬ時期がある、農作物に灌漑用水が要らない時期があるわけです。その水を次の時期までとどめておいて飲料水、工業用水に使っていくという考え方もある。そんなような一つのダムに入つた水を二へん、三べんと次の目的に使う、のような計画はないかと伺つてゐるのです。

ておりまして、そういうふうな一例で
出した水を下流においてもつと有効に
使はよくな施設をあわせて考へている
例がございます。従いまして、ほかの
用途につきましてもそういうよしな施
設を作つて、必要があれば需要に応じ
たいということは考え方されるわけでござ
ります。

○田中一君 大体そういう傾向に向つ
て行つてほしいと思うのです。水が必要
要ならば、水は必要なんです。ただ必要
のときにはから困るんであって、ま
た必要のときに使いたいからこそダム
の築造をやるわけなんです。だから大
臣の必要なら——そういう考え方やな
くて、もはやどの工業用水にしても水
源がなければ工業は興きないのです。
従つて興そうという意欲があるならば
工業は興るのです。その点を十分に考
慮されながら、ほんとうの目的に向
ようにしてほしいと思います。

昨日二人の参考人の方からいろいろ
伺いました。この何つた数々の点につ
きまして、大臣が聞いてもらえば非常
によかつたのですが、大臣はよそを委
員会にでも行つていたのでしよう、お
みえにならなかつた、まことに残念で
ございました。河川局長からきのう野
岡さんと加藤さんの公述に対する感想
をまず伺いたいと思います。どこに河
川局長が感じ入つたか、その点を率直
にお述べ願いたいと思います。

○政府委員(山本三郎君) 私も全部覚
えておりませんので、メモがございま
すので、お話し申し上げますと、野岡
先生はいろいろとお述べになりました
が、非常にこういう問題につきまして
研究しておられる方でありますと、従
来の共同で施設しておりますダムに

つきまして、非常に問題点があるといふことを、私ども野間先生の書物等におきまして見ておつたのでございまして、その点につきましては、ダムの使用権といふものを設定したことは一つの進歩であるといふに伺つたのをございます。

それから多目的ダムは非常に関係する部面が多いので、ぜひ一つ関係する方面的の十分意見を聞いてもらいたい。しかも水温であるとか、水質等の問題につきましては、非常に不明確な問題も多いので、そういう点につきましては十分権威者の意見を聞くなり、あるいは試験研究等を重ねまして、遺憾のないようにもつていつてもらわなければ困るというふうにお伺いたした次第でございまして、それらの点につきまして、私ども常に考えなければならぬ問題であるというふうに考えておるわけでございまして、むしろ私どもといたしましては、今後の方針に非常に指針を得たというふうに考えております。

あるいは調整研究の資料を整えて、資料を整備いたしまして、その科学的根拠に立った上で学識経験者あるのは関係行政機関の協議等も行なつていいかなきゃならぬというふうに考えておるわけであります。資料の整備等につきましては、さらに一段と努力しなければならぬというふうに考えておるわけでござります。

それから農業者に対しまして、利益があるならば負担をかけるのは当然であるというふうなことを申されておりましたが、しかし農業はほかのものと違いまして、なかなか經營が成り立つ点におきましてほかの事業とは違うので、この率については問題があるといふふうなことでございまして、これらのことにつきましても、私どもいたしましても、他種の事業とかあるいは農業の經營上の問題につきましても、負担の方法であるとかいうような問題につきましても、今後におきましても研究しなければならぬ問題であるとは考えておる次第でございます。

その他大臣が責任を持つて管理される点につきましても御賛成のようございましたが、その他の点につきましては、大体まあこの法律に賛成のよくなお話しでございましたが、以上野間先生の御意見に対しましては、そんなふうな感じがいたしたわけでございます。

それから加藤先生のおっしゃることでございますが、使用権の問題につきましては、野間先生と同じようなお考えのようでございました。それから例の各省間の協議、同意の問題は田中先生といいろいろお話しがありましたが、

これは私がどうも具体的に感想を述べるわけには参らぬと思いますので、その点はごかんべんいただきたいと思い

ます

それから水制度を一般的に見た場合の考え方を言つておるようございま
すが、この点につきましては、私ども
も水制度というものは最近の広範な
ものであります。それで、その點につ
いては複雑なる水行政の問題に
かんがみまして、ぜひ河川法の問題も
検討していくかなきやならぬと考えてお
る次第でございますが、これらの点に
つきましては、いろいろ意見が分れる
点もございますので、さらに研究いた
しまして、結論を得るように考へな
きやならぬというふうに考へたわけで
ござります。以上簡単でござります
が……。

田中一君、私にこれに対して意見がある。言えないと言つた同意の問題、同意と協議の違ひの問題ですけれども、これこそあなたの口から大臣に聞かしたかったのです。と言うのは、不幸にして、ときのう大臣見えなかつたので、あの権威者であるところの二人の学者からその意見が大臣の耳に直接入らないもののです。から、山本さんを通じて大臣の耳に入れたいためです。基本計画の設定の場合に、やはり同意がいいのぢやないかといふような意見も漏らされておりました。従つて問題は運用のいかんといふものが今後相当大きな問題点となつてくるのぢやないかと思います。ではかの同種の法律などにも大体責任を持つてゐる、権限を持つてゐる建設大臣が、各関係行政機関の長には同意を求めるということは少い、比較的協議ということが多いのだといふような意見も言つておりますけれども、実

際ににはこれは協議だけして、協議が敵わぬ場合には建設大臣は自分の権限を行使して、相手が反対しておつても力行使をするという考え方でいるのか、そのところは明確に速記録に残しております。おいていただきたいと思います。

○國務大臣(南條徳男君) ただいまお聞きのことは、まことに大事なことであります。この点は衆議院の委員会におきましても、また参議院における農林水産委員会においても相当論議のあった点であります。そこでその際にも私も私どもからはつきり申しておいたのであります。これは当時この法案を作成いたしますときに、農林省との間でやはりだいぶ混乱いたしまして、そこで農林省との間に、協議とは書くけれども、各法律がみな協議となつて書いて書くけれども、その内容は協議が整つた上で、いわゆる同意とひとしい意味合のものであるからこそ一応兩省間にも覚書をしておこうといふので、この点についての覚書をいたしました。農林省も納得していふる点であります。しかばね同意と同じ意味なら同意と書いたらどうだといふような、農林水産委員会においてもいろいろ御質問がありました。私はそのときにも申したのですが、この法律は建設省が直轄主管して管理するのであります。その場合に各省のいろいろ分野がありまして、どの省が、たとえば土地改良のための多目的ダムは農林省がやる、治水に關するところについては建設省がやる、といふようにいろいろ分野があり、その場合に責任の所在を明らかにして、いわゆる主體性をはつきりするということが私はこの政治の運用の上においての妙味

じやないかと思います。そういう場合に何でも各省、ほかの方の同意を得なければならぬということになりますと、その主体性が非常にぼやけます。責任の所在がはつきりしないといふおそれがありますから、そこで責任を持つて建設省がやるのだ、そこでその場合に建設省は、責任者はこれに関する事柄については、しかしながら各県との連絡をとり、十分緊密な連絡の上に協議を整えた上でこれをやるのだ、こういう気持でやることが最もさわしいことと、こう考えまして、さういう御説明はしてあるわけであります。十分ただいまの御質問について、さわいことと、こう考えまして、建設省にあるから協議が整わない、から独断専行するのだ、非民主的な方法でいくのだ、こういうようなことは毛頭考えておりませんことを申し上げております。

定といつては語彙がありますが、最終的には協議をしなくともできるわけでありましたけれども、この場合において特に河川法の一部改正をしてまでして協議をするということをいたしまして、その誠意の一端を披露したようになります。次第であります。

○田中一君 同じく建設大臣がむろん、関係行政機関の長に協議をして操作規則を作るわけであります。この操作規則がまとまらぬといふときには、この間野周海造氏が言つているように、特殊な審判制などの機関を持つ必要があるのじゃないかと、こう申しておりましたが、こういう点については、将来そういう紛争が起きた場合の用意といいますか、またそういう紛争が起きる場合には、やはり建設大臣が独断で決定をする、さもなければ適當な機関を設けて判断をするか、どちらかの方方に向つて進むつもりでありますか。

○國務大臣(南條徳男君) この操作規程につきましては、ただいまのお問い合わせのような問題がいろいろ将来起ると用いられるのでありますし、そういう場合において適當な審議会のようなものか置いて、そして十分相手方の意見も尊重しながら調整するという必要はあると考えます。ことに損害の賠償でありますとか、いろいろな途中で変更をす�했るといふような場合においては、最初の基本計画の策定のときにはそれほど問題が起らぬと思いますが、途中でいろいろな理由からこれが変更をするような場合には、なかなか両者間の協議が整わないというようなこともありますので、将来は民主的な運営からいえば、さようなことの機関を開けるというようなことは考えられる

じやないかと思ひますが、十分これは研究して将来に処したいと思います。
○田中一君 先ほども質問があつたのですが、農業用の灌漑用水を明記しては悪いのだという根拠はどこにありますか。明記しないでもいいのだといふ根拠は、明記した方がいいように考へるのですが、その点はどうですか。

○國務大臣(南條徳男君) 河川法の第八条の一項によつてこの第四条の多目的ダムは建設大臣が直轄ダムとして作るわけでありますので、この河川法第八条の一項には、当然灌漑用水のこととが含まれておるわけですから、これをさらにそのことを取り上げることと、法文の体裁から重複するところを除いたわけであるが、これが含まれておるといふことと、と考えまして、これを申し上げておることは、私どもたびたび申し上げておることは、どういうふうなことは、山本河川局長はどういうふうに考へましたか。

○田中一君 昨日野間海造氏は、どうもそこにほつきりと書いた方がいいのぢやないかといふ意見もあつたのです。が、これは山本河川局長はどういうふうに考へましたか。

○政府委員(山本三郎君) 野間先生は初めそういうふうな御意見を持つつておられましたが、あとになつた場合におきましては、基本計画であるとかあるいは操作規則におきまして、十分そぞろいふうなことは考えられるのだしかも関係方面の意見を聞いておられるのだから、実際問題としても支障ないようだといふようなことで御訂正をいたいだといふふうに私は考へております。

Digitized by srujanika@gmail.com

はどうかと思ひますけれども、河川局長は、むろんこれは公利を増進し、公害を除却するというところに障害があるのだ、従つて農業というものは非常に採算の合わない仕事であつて、少くとも非営利事業だ、だから國が農業に對してあらゆる助成をし、育成をしているのだ、こういうような發言があつた。この委員会でも發言があつたように思ひます。そこで営利か非営利かという問題につきましては、むろん工業用水にしても、上水にしても、あるいは電気発電にいたしましても、ことごとく國民から料金を吸い上げてその經營をするということになつておりますが、大体において公利に準ずるものであろうと思います。これと同じような考え方のものは、農業にいたしましても、現在日本では食糧の絶対量が足りないから、これが非営利だといふことはならないと思うのです。やはりそこからは、むろん乏しいものでございましょうが、利潤といふものは生まれてくるんじゃないかと思うのです。それが発電とか、工業用水等で受けける利益よりも比較にならぬほど小さなものだと思うのです。あるいは利益といわれることができないかもわかりません。しかしながら日本の農業といふものが非常な繁榮を来たしまして十分に採算がとれる、そうしてアメリカにおける余剰小麦のように、余つて困るのになつた場合、これはやはりこの水の使用ということは非常に重大な意義を持つてくるんです。従つてそのような時代が近くくるかどうか予想されませ

の使用権といふものを確保したいといふことを考えるに至るんではなかろうかと思ふのです。ことに自分が相当の資金を入れて、もちろん國からも助成を受けながら開田をしたような場合、やはり物権としての自分の権利を持ちたいという意味において、そらした意味の物権の設定ということは考へられませんか。

○政府委員(山本三郎君) この点は、現在の制度におきましては、農林省で行います事業にいたしましても國が相当程度助成をいたしますし、地方公共団体も一般の税金によりまして改良工事なりをやつておるわけでございまして、現在の状況におきましては、農民から先に負担させるとかいうことはもちろんむずかしいし、利益の割り振りの全額を農民の方に持つていただきいうようなことは非常にむずかしい問題だと思います。私の方で考えましたと、受益者負担の問題にいたしましても、土地改良区で行いました現在の状況に応じた受益者負担をお願いしているわけだと思います。私が予想されるならば、今のように考へも出てくるかと思いますが、現在の状況におきましては、そういうことは考へられないのではないかとうふうに思っております。

○田中一君 アロケーションの基準は新しく作るんですか、それとも現在やっているような算定方式できめていくつもりですか。政令の内容はどういふものですか。

○政府委員(山本三郎君) 現在、電気開発促進法の規定によりまして政令によっておりますが、それと同じ趣旨で、早く政令を作ります。精神は同じものでございます。

○田中一君 建設期間中の利息といふのは大体どういう算定で割り出してありますか。

○説明員(國宗正義君) 第十条についての建設期間中の利息といふらくな意味と考えまするが、それにつきましては、先にも政府委員から申し上げましたように、専用施設を設けてする農業効果を算定いたしまして、それの十分の一、それが負担額になるわけでござりますが、その当該十分の一に対応いたします建設期間中の利子でございます。従いましてこの十分の一が三年間にわたつて出されるとすれば、当初の年におきましては六カ月、その後に七カ月、そして一年、その次にも一年、その後に六分五厘といふうに年目にされます金につきましては、最初の建設の年におきましては七カ月、そしてその次は一年、それから最終の年に出されます分につきましては、やはりその出されました分についての相応する利子でござります。利子歩合につきましては、六分五厘といふうに考えておるわけでございます。

○田中一君 この第十三条の規定といふのは、これはどういうことを想定してこういう条文が入つたんですか。ダム使用権設定前の多目的ダムの利用、これはどういう場合を想定しておるわけですか。

○政府委員(山本三郎君) 多目的ダムが全部完成いたしましたれば問題はないわけであります、その前に一部水を貯められるというような状況に相なります。

者がそのダムによりまして貯留される水を自分の特定用途に供することが、完成しない前にも差しつかえない範囲におきましては、水を極力利用さしやりたいという趣旨からこの規定を受けたわけでございます。

○田中一君 この際にはむろん用水既得権を持つてゐるものはむろんのことと、初めてここに設定予定期といたのがこれをつかんでいるということになりますけれども、どういう場合を規定してますか。今の御説明でわからんですが、どういふ場合を規定してあるか。

○政府委員(山本三郎君) たとえばどもが工事中でござりますが、下流のダム電所はもうできてしまつた、それで、つでも水がくれば運転できる。あるいは工業用水の場合でも同じでございますが、大洪水も考えられないといふような時期に、ゲートを縮めまして水を一部ためるわけでございます。そういたしますと、下流にさしかかる発電所が、完全の利用ではございませんけれども、落差は小さくても発電ができる、というやうな場合が考えられるわけであります。

○田中一君 この操作の規程は何かお持ちでいらっしゃるのですか、操作の政令は。

○政府委員(山本三郎君) 政令が、一般的ダム建設に当つて、いわゆる使用権設定の予定期とがござりますので述べ上申します。

○大河原一次君 三十二年度施行の冬

○政府委員(山本三郎君)　使用権設定の予定者と申しますが、もうすでにきまつておる分もござりますが、決定しております分は、天龍川の美和ダムにつきましては長野県でござります。

○田中一君　この三十四条の、都道府県知事に委任しておるところの水利権の処分権能といふものは、今度は建設大臣が吸い上げたわけなんです。取り上げたのです。こういう点は地方自治の精神にもとりはせんかというよう気がするのですが、その点はどういう工合に考えておるか。ことにこれについては知事会あたりとも相談したのかどうか。これはまた納得すべきことなのかな。その経緯を一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(山本三郎君)　これは多目的ダムに関連いたしましての水利権だけを建設大臣がやろうというわけでございまして、そのダムの建設も建設大臣がやりますし、ダム使用権の設定も建設大臣がやることにしておりますので、この水利権の処分は建設大臣がやつた方が軌を一にしてできるわけのございまして、混乱を招くようなおそれがありますものですから、こういう処置をとつたわけでございます。関係の府県につきましては、法案を提出する前に説明いたしまして、了解を得ておられます。

○田中一君　電源開発会社、その他地元の方電力会社とも話し合いは十分済んでおりますか。

○政府委員(山本三郎君)　電気事業連合会、それから県の電気をやっておりまする公営電気事業者連合会等にも意見を求めて、御賛成をいただいております。

○田中一君 最後に伺いたいのです
が、補償の問題です。こうして相当
はつきりしたダムの建設法というもの
ができたわけでござりますので、補償
の問題に対してこの中に何かはつきり
した明文をするような考え方は、この
立法作業中に省内並びに各省の間に出
なかつたかどうかです。何らかの形
で、常に事業の遂行には補償問題が
ネックになるわけです。これを解消す
ためにも一応の大まかな線を出すこ
とが必要じやないかと思うのです。そ
の点について……。

○政府委員(山本三郎君) このダムの
法案を出す場合におきましても、補償
の問題は譲るせられたのでござります
が、補償の問題はござります。何らかの形
で、常に事業の遂行には補償問題が
ネックになるわけです。これを解消す
ためにも一応の大まかな線を出すこ
とが必要じやないかと思うのです。そ
の点について……。

○佐野廣君 それで、電気事業者とそ
れから今の公営企業体とが同じ一つの
河川に、一方は発電を中心とする、ある
いは一方は灌漑用水その他の目的を主
として考へる、こういう相違はあります
が、ほんのが効果においては同じ
といふふうな場合に、どちらの方にさ
せたいという意向が建設省の方である
でしようか。現にそういう例がかなり
あるのです。同じ川で原もダムを作つ
て発電を考へる、それから電気事業者
もダムを作つて発電を考へるといふふ
うな場合、その場合にはやはりこの灌
漑用水の問題、そういうふうなものは
はもつと現在の状況に適するようにな
るものとそれが見ても簡単に適応できる
ような方向に考へようということで、
先日の省議でもそういう方針に
決定されたわけでございます。

○佐野廣君 直接これに関係があるよ
うでないのですが、近時ですね、まあ
少し前からですけれども、この県営發
電といふものが盛んに考られる面があ
りますのですが、これは建設省として
おきまして、しばしば公営の

限界はどういうところにするかとい
う。

○政府委員(山本三郎君) 公営の發電
につきましては、例の電源開発調整審
議会におきまして、昭和三十二年三月三十日

号

第

二十一

部

建設委員会議録第二十号

第

二十一

号

第

二十一

昭和三十二年四月六日印刷

昭和三十二年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局